

2022年9月16日

マグネデザイン株式会社
代表取締役社長 本蔵 義信 様
(弁護士 井上 健人 先生)

愛知製鋼株式会社代理人

弁護士 梅 林 啓



弁護士 伊 藤 剛 志



弁護士 一 場 和 之



当職らは、愛知製鋼株式会社（以下「当社」といいます。）の代理人として、2022年8月17日付けの貴社からの書簡（以下「貴社書簡」といいます。）に対し、以下のとおり回答します。

まず、貴社書簡中の貴社の事実認識は当社の事実認識とは異なっています。貴社は当社の行為を「不毛な裁判攻撃」としていますが、当社は当社の知的財産を守るために正当な権利行使をしているものです。また、貴社は当社が「MI センサと称して GSR センサ模造品を開発”するために GSR 技術とベンチャー技術の乗っ取りを企んだ」と主張されていますが、事実無根であり、当社にそのような意図はありません。

刑事裁判の判決も貴殿の「不正の利益を得る目的」等を認定したところですが、貴社及び貴殿の行為は、当社の若手社員・後輩社員の心に傷を負わせ、また、当社に多大な損害を生じさせました。貴殿が当社の元役員であり、若手社員・後輩社員の模範となるべき立場にありながら、自己の行為を何ら省みることなく、根拠のない刑事告訴や損害賠償請求などを行うに至り、理由や根拠のない主張を繰り返していることは極めて遺憾です。

これまでいただいた書簡も含め、貴社から度重なる謝罪・話し合いの要求がされてきましたが、上記のとおり双方の事実認識に大きな乖離が存在すること、及び、貴社がそのような一方的な事実認識に基づき貴社の主張を並べたてるだけの状態では、話し合いを検討することは難しいと考えております。

なお、先日、名古屋高等裁判所においても貴社及び貴殿による保全取消の申立てに理由がないことが確定したところであり、貴社及び貴殿が認識を改められ、真摯に解決を望まれるのであれば、貴社及び貴殿から民事事件を受任されている久志本弁護士を通じてご連絡ください。

以 上